

総務委員会会議記録（第6号）

令和5年 3月16日

福島県議会

## 1 日時

令和5年 3月16日（木曜）

午後 2時53分 開議

午後 3時 閉会

## 2 場所

総務委員会室

## 3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」（第1号に添付）のとおり

## 4 出席委員

委員長	先崎 温 容	副委員長	坂 本 竜太郎
委員	西丸 武 進	委員	太 田 光 秋
委員	西山 尚 利	委員	山 田 平四郎
委員	渡 部 優 生	委員	大 場 秀 樹
委員	大 橋 沙 織		

## 5 議事の経過概要

（午後 2時53分 開議）

先崎温容委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開く。

これより本委員会に付託された知事提出議案13件を一括議題とする。

既に、付託された議案の審査が終了し、他の委員会の採決も終了しているので、これより議案の採決に入って異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

先崎温容委員長

異議ないと認め、議案の採決を行う。

初めに、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分を採決する。

お諮りする。

知事提出議案第1号のうち本委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

先崎温容委員長

起立多数。よって、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、知事提出議案第2号外11件を一括採決する。

お諮りする。

知事提出議案第2号、同第3号のうち本委員会所管分、同第11号、同第17号から同第19号まで、同第32号から同第35号まで、同第52号及び同第53号、以上12件は、一括原案のとおり可決すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認める。よって、知事提出議案第2号外11件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、本委員会に付託された議員提出議案7件を一括議題とする。

初めに、議員提出議案第178号については、先日の委員会において、可決、否決と意見が分かれたので、直ちに採決する。

お諮りする。

議員提出議案第178号は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

先崎温容委員長

起立多数。よって、議員提出議案第178号は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、議員提出議案第177号については、先日の委員会において、可決、否決と意見が分かれたので、直ちに採決する。

お諮りする。

議員提出議案第177号は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求めらる。

(賛成者起立)

先崎温容委員長

可否同数。よって、委員長において本案に対する可否を裁決する。

議員提出議案第177号については、委員長は原案のとおり可決すべきものと決定する。

次に、議員提出議案第180号から同第182号まで、以上3件については、先日の委員会において、可決、否決との意見に分かれたので、直ちに採決する。

お諮りする。

議員提出議案第180号から同第182号まで、以上3件は、一括原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求めらる。

(賛成者起立)

先崎温容委員長

起立少数。よって、議員提出議案第180号外2件は、いずれも否決すべきものと決定した。

次に、議員提出継続審査議案第138号については、先日の委員会において、可決、継続と意見が分かれたので、まず、継続審査について諮る。

継続審査議案第138号は、継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求めらる。

(賛成者起立)

先崎温容委員長

可否同数。よって、委員長において本案に対する可否を裁決する。

継続審査議案第138号については、委員長は継続審査すべきものと決定する。

次に、議員提出議案第179号については、先日の委員会において、可決、否決、継続と意見が分かれたので、まず、継続審査について諮る。

議員提出議案第179号は、継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求めらる。

(賛成者起立)

先崎温容委員長

可否同数。よって、委員長において本案に対する可否を裁決する。

議員提出議案第179号については、委員長は継続審査すべきものと決定する。

次に、本委員会に付託された請願6件を一括議題とする。

初めに、新規請願144号及び同145号、以上2件については、先ほど否決すべきと決定した議員提出議案第180号及び同第181号と関連する請願である。

お諮りする。

新規請願144号及び同145号、以上2件は、一括採択すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

先崎温容委員長

起立少数。よって、新規請願144号外1件は、いずれも不採択とすべきものと決定した。

次に、継続請願64号、同65号、同134号及び同135号、以上4件については、先日の委員会において、採択、継続と意見が分かれたので、まず、継続審査について諮る。

継続請願64号、同65号、同134号及び同135号、以上4件は、一括継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

先崎温容委員長

起立多数。よって、継続請願64号外3件は、いずれも継続審査すべきものと決定した。

次に、議会閉会中の継続調査事件について諮る。

- 地方分権・行財政改革の推進について
- 市町村の振興について
- 私学振興対策について
- 公立大学法人の整備充実について
- 危機管理対策について
- 入札制度改革について
- 県政の広報広聴について

以上の7件については、なお慎重に調査する必要があると認められるため、閉会

中もなお継続調査することとし、この旨議長に申し出ることとして異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

先崎温容委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

なお、委員長報告の作成については委員長に一任願う。

この際、総務部長から発言を求められているので、これを許す。

総務部長

(別紙「2月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨」説明)

先崎温容委員長

ただいまの説明については了承願う。

以上で、全部の議事を終了した。

これをもって、2月定例会における総務委員会を閉会する。

(午後 3時 閉会)